

FESC

非管理版

規格番号	B 008-19
配付番号	
配付日	

粉末消火設備の 定圧作動装置の試験基準及び判定基準



1995年02月01日 制定
1999年06月01日 確認
1999年10月01日 改正
2001年04月25日 改正
2006年07月28日 確認
2011年08月05日 確認
2013年04月01日 改正
2018年04月01日 確認
2019年10月01日 改正

一般財団法人日本消防設備安全センター 認定制度審議会 審議

(一般財団法人日本消防設備安全センター 発行)

○ 粉末消火設備の定圧作動装置の試験基準及び判定基準

1 適用範囲

この基準は、粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示第4号。以下「技術基準」という。）に関する試験の方法及びその判定の基準について定める。

2 試験項目

この基準に規定する定圧作動装置の試験項目は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 外観試験 | (5) 気密試験 |
| (2) 構造、形状、材質及び寸法試験 | (6) 作動試験 |
| (3) 強度確認試験 | (7) 表示試験 |
| (4) 耐圧試験 | |

3 試験の一般条件

(1) 試験場所の標準状態

試験場所の温度及び湿度は、原則として J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。） Z 8703（試験場所の標準状態）に定める常温及び常湿とし、そのときの温度及び湿度を試験開始時及び終了時について記録する。

(2) 試験結果の数値の丸め方

各試験項目における試験によって得られた試験結果の数値は、JIS Z 8401（数値の丸め方）によって丸め、次の表のように整理する。

項 目	単 位
寸 法	0.1 mm
作 動 圧 力	0.01 MPa
時 間	0.1 s

(3) 試験に用いる圧力計

圧力測定用の圧力計は、ブルドン管圧力計（JIS B 7505、普通型1.6級、大きさ100 mmとする。ただし、作動試験に用いる圧力計は、精度等級0.6級、最小目盛0.02 MPa、大きさ150 mm）とする。

4 外観試験

(1) 試験方法

主として目視により行う。

(2) 判定基準

ア 正常に組み立てられていること。

イ 使用上支障の恐れがある腐食、割れ、ばり、変形、摩耗、ねじの損傷、接合部のゆるみ、その他の欠陥がないこと。

5 構造、形状、材質及び寸法試験

(1) 試験方法

目視及び寸法測定器具を用いて行う。

(2) 判定基準

ア 構造、機能及び材質は、技術基準に規定する事項に適合すること。

イ 形状及び寸法は、申請図書に記載された形状及び寸法と同一であること。

6 強度確認試験

技術基準第2（構造及び機能）第4項に規定する事項の確認として次の試験を行う。

(1) 試験方法

ア 開口部をプラグ等で密閉して、本体内に水を満たし空気が残らないようにしたうえで、技術基準第4（耐圧試験）に規定する最高使用圧力の4倍以上の水圧をイに定める昇圧方法により加え、30秒間保持する。この場合、加える圧力が高いので、空気抜きには十分留意する。また、破壊状態を考慮した安全対策を施すこと。

イ 昇圧方法

昇圧方法は、ポンプを用い圧力上昇がなるべく直線的であるように加圧し、加圧力が試験圧力の0.5倍になった後の平均加圧速度は、毎秒0.69MPa以下とする。

(2) 判定基準

ア 圧力計の表示が、試験圧力値以上の圧力で30秒間保持できること。

イ 30秒間の加圧後、本体にひび等の破壊がないこと。

7 耐圧試験

(1) 試験方法

開口部をプラグ等で密閉して、本体内に水を満たし空気が残らないようにしたうえで、技術基準第4に規定する最高使用圧力の1.5倍の水圧を加えた後、加圧源を切り離して2分間保持する。

(2) 判定基準

本体の表面から漏れ、にじみ、割れ、変形、その他の異常がないこと。

8 気密試験

(1) 試験方法

開口部をプラグ等で密閉して、本体内に技術基準第5（気密試験）に定める最高使用圧力の窒素ガス又は空気を加えた後、加圧源を切り離して5分間保持する。

(2) 判定基準

本体の表面から漏れがないこと。

9 作動試験

(1) 試験設備 (別図参照)

ア 窒素ガス容器又は空気圧供給源に圧力調整器、ガス導入弁を接続し、試験用圧力チャンバー (圧力計及び定圧作動装置を取り付けたもの) にガスを供給できるものであること。

イ 試験用圧力チャンバー、圧力計及び定圧作動装置の接続位置は、別図によること。
なお、放出弁の開放に定圧作動装置の開放に用いたガス以外のガスを用いるものにあつては、別図の点線配管を加える。

(2) 試験方法

作動試験は、次の手順による。

ア ガス導入弁を閉じる。

イ 窒素ガス容器又は空気圧供給源の弁を開ける。

ウ 圧力調整器の2次側の圧力を使用する設備の最高使用圧力にセットする。

エ ガス導入弁を開いて加圧する。

オ 定圧作動装置が作動したとき (圧力計の圧力降下又は大気へのガスの流出) の圧力を読みとる。

(3) 判定基準

ア 定圧作動装置の作動圧力は、設定圧力値の±10%の範囲内であること。

イ アの圧力値に達したのち、5秒以内に作動すること。

10 表示試験

(1) 試験方法

技術基準第7 (表示) に規定する関係事項及び認定番号の他、申請図書と照合してそれぞれに定める事項を満足しているか否かを試験する。

(2) 判定基準

表示は、製品の外面等の見やすい位置に容易に消えないように鋳出し、刻印又は容易に取れない方法で取り付けられた銘板等で、所定の事項について誤りのないものであること。

附 則

この基準は、平成7年2月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成11年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成13年4月25日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

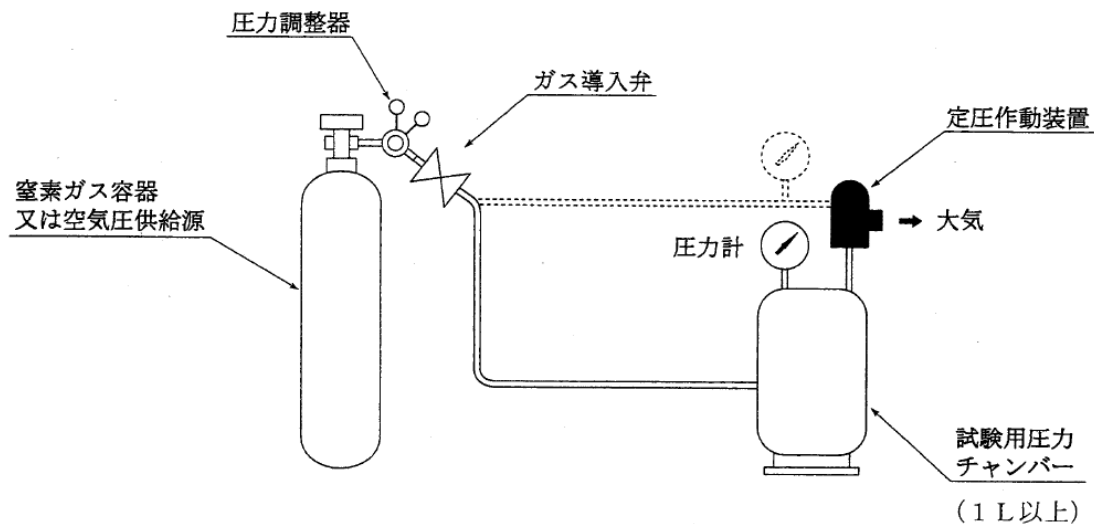
附 則（令和元年10月1日消安セ規程第15号：工業標準化法一部改正関係）抄

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

第2項第2号 別表（略）のうちの関係規程等（認定関係）及び（性能評定関係）のうち、品目ごとに定める試験基準及び判定基準の一部を次のとおり改正する。（略）

別図

試験装置概要図



(注) 放出弁の開放に定圧作動装置の開放に用いたガス以外のガスを用いるものにあつては、点線配管を加えたものとする。